



農業と福祉の連携を促進します！

みよし市お試しノウフク補助金



新たに農福連携に取り組む農業者が農作業を委託する際に
福祉事業所へ支払う費用（上限5万円）を補助します。

農作業と人材のマッチングの仕組みを構築し、
障がい者の社会進出の機会を創出します。

農福連携とは

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みです。

お試しノウフクとは

農福連携に取り組んでみたいけどできるか不安…お試してやってみたい…！というみよし市内の農業者に、試行的に農福連携にかかる費用を補助します。

お問い合わせ先

●農業者の方・補助金に関すること
0561-32-8015（産業振興課）
sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

●福祉事業所の方
0561-32-8010（福祉課）
fukushi@city.aichi-miyoshi.lg.jp

お試しノウフク補助金申請までの流れ

1 農作業の依頼・相談

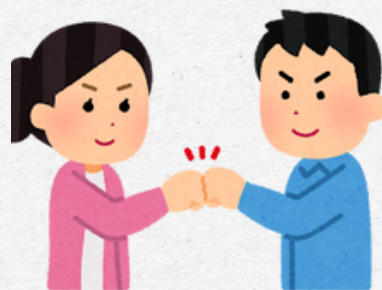
実施要領（別紙1）により、農業者から産業振興課が農作業の内容を聞き取ります。（メール、窓口、電話等）
聞き取り後、聞き取った情報を福祉課へ共有します。

2 市内福祉事業所への声掛け

福祉課から市内福祉事業所へ農作業の内容を共有し、参加事業所を募ります。

3 農福連携の実施

- (1) 2.の結果を基にマッチングし、
農業者と福祉事業所間で作業内容や工賃の調整
- (2) 農地や福祉施設内等での農福連携の実施
- (3) 農家から福祉事業所へ対して、報酬の支払い



4 補助金の申請

農業者は、事業を実施したことが分かる書類等とともに、
交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を産業振興課へ提出します。
書類審査後、産業振興課から農業者へ交付決定通知書（様式第2号）を交付します。

5 請求書の提出

農業者は交付決定通知を受けた後、交付請求書（様式第4号）を産業振興課へ提出します。

6 支払い

市から農業者へ、補助金を支払います。



申請書類の様式データ

